＜秘匿決定を申し立てる方へ＞

さいたま家庭裁判所

※この書面でご案内している必要書類等は秘匿決定申立ての受付時に必要となるものです。後日裁判官の指示により資料や郵便切手等の追加が必要となる場合があります。

１　概要

当事者又はその法定代理人（以下「当事者等」という）を特定する住所、氏名等の事項が、他方当事者等に知られることで、社会生活を営むのに著しい支障を生じるおそれがある場合に、申立てにより、裁判所が、（氏名及び住所については代替事項を定めて）秘匿する決定を行います。

２　申立てに必要な費用

（１）　収入印紙

５００円

（２）　郵便切手

本件の申立人が基本事件（調停・審判事件）の申立人の場合

合計　１，００５円分（内訳：５００円×２枚、５円×１枚）

本件の申立人が基本事件（調停・審判事件）の相手方の場合

合計　１，２７８円分（内訳：５００円×２枚、１００円×１枚、
８４円×２枚、１円×１０枚）

３　申立てに必要な書類

（１）　秘匿決定申立書

「申立ての理由」の欄には、秘匿事項が表れないように注意してください。

（２）　秘匿事項届出書面

（３）　疎明資料

秘匿決定を行うためには、秘匿対象者の住所等又は氏名等の全部又は一部が他方当事者等に知られることによって、当該秘匿対象者が社会生活を営むのに著しい支障を生じるおそれがあることが必要です。

したがって、以上の支障が生じていることを説明するための資料（疎明資料）を提出する必要があります。提出する資料の例は、申立書の疎明資料の欄を参考にしてください。

資料の中に秘匿事項が含まれている場合は、マスキング処理をして提出してください。

４　その他注意事項

調停（審判）の申立てと同時に本件申立てを行う場合は、**調停（審判）申立書に秘匿事項は記載せず、代替事項を記載してください。**

例：申立書の申立人住所を記載する欄に、住所を記載する代わりに「代替住所Ａ」

と記載する。